

「和歌山県高等学校教育改革実行計画（仮称）」策定支援業務
公募型プロポーザル審査要領

1 目的

この要領は、「和歌山県高等学校教育改革実行計画（仮称）」策定支援業務公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき実施する公募型プロポーザルにおいて、応募者からの提出物について、公平かつ適正な審査を行うために必要な事項を定めるものとする。

2 審査委員

審査委員は、和歌山県教育委員会所管公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会の委員3名とする。

3 審査方法

審査委員は、公募型プロポーザル応募者から提出された企画提案書を、当該応募者によるプレゼンテーションを聞いた上で、実施要領に定める委託事業者の選定方法に基づき、別紙「審査項目及び審査基準」（以下、「審査項目等」という。）により評価するものとする。

ただし、応募者が5者以上の場合、審査委員が、審査項目等に従い、書類審査による第1次審査を行う。審査結果の上位4者は、プレゼンテーション審査による第2次審査を行うこととする。第1次審査を実施した場合、電子メールにより審査結果等を別途通知する。なお、第1次審査における評価点は公表しないものとし、審査結果に対する問い合わせや異議申し立て等は受け付けない。

4 採点方法

審査項目等に基づき、各項目の合計を100点満点として各審査委員が評価を行う。

ただし、各項目を踏まえた提案をしていない、又は提案の体裁が整っていない場合は、0点とする。

5 委託予定事業者の選定

(1) 各審査委員の評価点の合計が、満点の6割以上である企画提案を行った者のうち最高評価点の提案者1者を委託予定事業者とする。

(2) 最高評価点の者が複数いる場合は、原則として提案金額の安価な提案者を委託予定事業者とする。

提案金額も同額の場合は、選定委員会は、各評価内容を参考に、協議の上、委託予定事業者を選定する。

(3) 提案者が1者の場合においても、審査会における評価の結果、各委員の評価点の合計が満点の6割以上に達している場合、当該提案者を委託予定事業者を選定する。